

環境配慮指針

市民・事業者のみなさまに実践して欲しい環境配慮の具体例を示しますので、市と一緒に「望ましい環境像」の実現に向けて、環境に配慮した生活や事業活動の実践をお願いします。

安全な生活環境の 保全のための配慮指針

- 自動車を使用するときは、アイドリング・ストップを心がけましょう。
- 自動車を購入する際には、低公害車を選びましょう。
- ボイラーなどは、適切に維持・管理しましょう。
- 騒音や悪臭などで近所に迷惑をかけないように配慮しましょう。

生物多様性の 確保のための配慮指針

- 水辺や緑の価値や役割について学びましょう。
- 身近な自然や市域に分布する動植物について知識を深めましょう。
- 三番瀬の価値や役割への理解を深め、干潟を守ることの大切さを学びましょう。
- 三番瀬の保全に向けた活動に積極的に協力しましょう。

快適な地域環境の 保全のための配慮指針

- 雑木林や街路樹、河畔林、公園などの身近な緑を大切にしましょう。
- 自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう。
- 地域の緑化活動、清掃・美化活動などには積極的に参加しましょう。
- たばこの吸い殻やごみのポイ捨てをしないようにしましょう。

未来に向けた地球環境の 保全のための配慮指針

- 地球環境問題について関心を持ち、理解を深めましょう。
- 照明や電気機器などの節電を励行し、省エネルギーに努めましょう。
- エコマーク商品など、環境にやさしいエコ製品を優先して購入しましょう。
- ごみの分別やリサイクルなどに努め、ごみの減量に努めましょう。

協働による環境保全への 取り組みのための配慮指針

- 身近な自然とのふれあいなどを通して地域の環境に関心を持ちましょう。
- 日々の生活や行動が、環境に関わっているという意識を持ちましょう。
- 自然観察会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めましょう。
- 環境について学んだ知識や体験を子どもたちに伝えましょう。

計画の推進

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけでなく、市民、事業者、市が互いに連携・協力し、それぞれの役割と責任を自覚した上で環境保全に率先して取り組むことが必要です。このため、市民、事業者、市が互いに連携・協力して計画を推進していくことができる体制づくりを進めます。

本計画を着実に推進していくためには、施策の取り組みの進捗状況などを定期的に点検・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。このため、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）というサイクルを繰り返すことにより、計画を進行管理します。

船橋市環境基本計画

みんなで作って 未来へつなぐ 恵み豊かな環境

本市は、環境が自然界の微妙な均衡と循環の下に成り立つものであることを認識した上で、環境への負荷が少なく、環境との共生が健全な状態に保たれた「持続可能な社会」の構築を目指して、各種の環境保全の取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

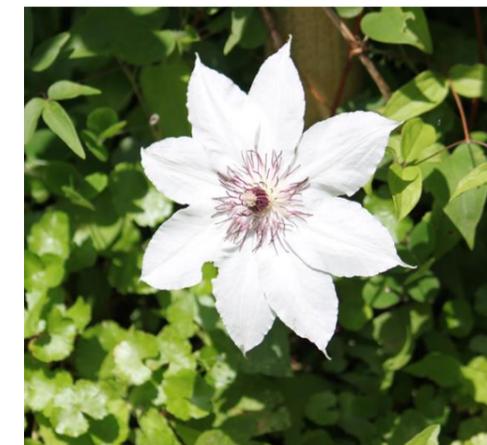
これにより環境保全の取り組みには一定の進展がみられたものの、新たに地球温暖化問題への対応、循環型社会の実現に向けた取り組みの強化、生物多様性の確保に向けた取り組みの推進などが必要となりました。

このような社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に対応しながら、多様な環境問題の解決に向けて取り組んでいくため、今回、新たな「船橋市環境基本計画」（計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間）を策定しました。

本計画は、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けることができるようにすることを目的とします。これを受けて、本計画では、本市が目指す望ましい環境像を次のとおり定め、この環境像の実現を目指します。

みんなで作って 未来へつなぐ 恵み豊かな環境

望ましい環境像の実現を図るため、生活環境、自然環境、地域環境、地球環境ならびに環境保全活動の5分野を計画の範囲とし、分野別に基本方針を掲げ、それぞれの施策を進めていきます。



大切に守り育てる花「カザグルマ」

「カザグルマ」は、船橋市に自生している貴重種であり、市のシンボルとして、大切に保護し、保存していくべき花であることから『市の花』として選ばれました。

生活環境

水・大気
騒音・振動
公害苦情

自然環境

干潟、河川
森林、農地
動植物

地域環境

公園・緑地
景観
都市環境

地球環境

地球温暖化
省エネルギー
ごみ・リサイクル

環境保全 活動

環境教育
環境情報
環境保全活動

望ましい環境像

みんなのでつくり

未来へつなぐ
恵み豊かな環境

1. 安全な生活環境の保全

《基本方針》 人の健康や生活環境へ被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努めることにより、安全な生活環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

《基本施策》

大気環境の保全

水環境の保全

身近な生活環境の保全

《施策の具体的な内容》

- ①大気環境への負荷の低減
- ②大気質の監視と意識高揚の推進

- ①水環境への負荷の低減
- ②水資源の保全の推進

- ①土壌環境への負荷の低減
- ②騒音・振動、悪臭、地盤沈下等の防止対策の推進
- ③公害苦情の適正処理、市民や事業者に対する啓発
- ④公害の未然防止

3. 快適な地域環境の保全

《基本方針》 地域住民が生活していく上での満足度の向上に努め、誰もが安らげる環境を創出することにより、快適な地域環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

《基本施策》

自然とふれあう場の確保

良好な生活空間の保全

《施策の具体的な内容》

- ①自然を体感できる憩いの場の創出
- ②公園、緑地の整備、緑化の推進

- ①良好な景観の創出
- ②潤いのある都市環境の確保

2. 生物多様性の確保

《基本方針》 生物多様性を確保するため、水辺や緑といった貴重な自然を活かし、人と自然が共生するまちづくりを進め、良好な自然環境を未来に受け継いでいくものとします。

《基本施策》

水辺と緑の保全

樹林地・農地の保全

干潟の保全

《施策の具体的な内容》

- ①水辺空間・緑地空間の整備
- ②水辺空間・緑地空間のネットワーク化

- ①動植物の生息環境の確保
- ②樹林地・農地の保全

- ①三番瀬の保全・再生とワイズユース(賢明な利用)の推進
- ②保全・再生に向けた体制の整備

4. 未来に向けた地球環境の保全

《基本方針》 資源やエネルギーの合理的かつ循環的な利用、及び廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することにより、かけがえのない地球環境を保全し、未来に受け継いでいくものとします。

《基本施策》

地球環境の保全

低炭素社会の形成

循環型社会の形成

《施策の具体的な内容》

- ①地球温暖化防止の推進
- ②オゾン層の保護、酸性雨対策の継続

- ①省エネルギーの推進
- ②新エネルギー等の導入の推進

- ①ごみの排出抑制、資源化の推進
- ②産業廃棄物の減量・資源化、適正処理

5. 協働による環境保全への取り組み

《基本方針》 市民や事業者の環境保全への取り組みが促進されるよう、環境学習や環境教育を推進し、日常生活や事業活動、地域活動などのあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的に行うことのできる人を育成するとともに、市民、事業者、市が協働して環境の保全に取り組むことのできる人づくりやしくみづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を市民、事業者、市等でつくり、未来へつなげていくものとします。

《基本施策》

環境学習・環境教育の推進

環境保全活動の推進

《施策の具体的な内容》

- ①あらゆる場での環境教育の推進
- ②環境情報の提供、環境学習の場所・機会の整備

- ①一人ひとりの環境保全の取り組みの推進
- ②各種団体等との連携・協力の推進